

会 議 録

会議名	令和5年度第2回小金井市消費生活審議会（第13期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	令和5年11月14日（火）午前10時～午前10時50分		
開催場所	西庁舎第5会議室		
出席者	委員	井口 尚志・門脇 利種・吉田 安之・松井 大平・ 村越 幸子・寺本 尚武	
	その他	なし	
	事務局	島田 泰吉 経済課長 齋藤 彬子 消費生活係長 木村 亜由美 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	令和5年度第2回小金井市消費生活審議会（第13期）を開会する。審議会の開催に先立ち会長より挨拶をお願いします。
会長	《 挨拶 》
司会	現在委員定数は8名で、6名出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。 会長に議事進行をお願いします。
会長	議題（1）令和5年度上半期消費生活相談について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料1を基に説明 》
会長	相談件数が減っているが、全国的な傾向なのか。
事務局	全国の件数は把握していないが、減っている印象はある。
会長	議題（2）令和5年度消費生活展について（報告）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料2を基に説明 》
委員	消費生活展が子ども縁日と同日開催だったということだが、連携して実施したのか。
事務局	子ども縁日が同日同時間帯に、会場に隣接する上之原公園で実施することは1か月程前に判明し、連携までは至らなかったが、消費生活展のチラシに子ども縁日の案内を入れた。今回、消費生活展来場者は上之原公園の駐輪場を使用した。公園には多くのご家族連れや子どもがいたので、次回消費生活展を開催する時は、子ども縁日と連携がとれると、より幅広い世代の方に来ていただけるのではと考えている。
委員	私が所属する青少年健全育成委員会でも、当日別の地区で縁日を開催していた。連携についてはその都度、児童館と日程調整をしている。今後、消費生活展と子ども縁日で連携をとれたらよい。
会長	連携について何か計画はあるのか。
課長	連携について計画はしていない。次の開催には子ども縁日と連携し、消費

生活展も多くの方が来場されるようになればよい。次年度に向けて、実施方法を検討していきたい。

会長

消費生活展の会場は、駅からどのくらいの距離なのか。

課長

上之原会館は駅から歩いて10分位のところにある。

会長

集客を考えると、駅前や人通りの多い所で実施できればよい。

課長

開催場所については、消費生活展の実行委員会で意見を聞いたうえで決めたい。現状では、別の場所で開催という話が出ていない。

事務局

上之原会館内に消費者ルームという部屋がある。昭和の時代には経済課も上之原会館内に執務室があった。消費者団体としては、上之原会館が活動の拠点という認識がある。参加者を増やし、規模を拡大して実施するという考えより、従来通り継続して実施するという考えのほうが強いと認識している。

会長

消費生活展を目的に来場する方はよいが、駅前や市役所内の会議室で実施したほうが立ち寄りやすい。可能であれば開催場所を検討していただきたい。

最近多い相談事例について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《 資料3を基に説明 》

委員

前回の審議会の中で点検商法の事例の話の時、商工会に問い合わせをすれば事業者をご案内する、という話があった。その後、商工会の会議の中で、商工会で作成するパンフレットに事業者の顔を掲載するという話になった。商工会に加盟している事業者の顔写真を掲載することで、市民が安心して利用しやすくなることを目的としている。

事務局

相談者の中には、どの事業者に依頼してよいかわからないので先に事業者を紹介してほしいという相談もある。商工会のそういった案内があると、相談者が安心して利用しやすくなる。

委員

市民への周知方法はどのようにするのか。

委員

イベントなどでパンフレットを作成する際に、店主や事業者の顔と名前が分かるものを作成し、配布する。

会長

HPなどで事業者情報が見ることができるか。

委員

商工会のHPはあるが、事業者の顔は掲載していない。商工会に加盟して

	いれば、小金井市内の事業者であるため安心感はあると思う。
会長	チケットトラブルの事例だが、事業者は国内の事業者か。
事務局	国内・海外の事業者、両方である。
会長	海外の事業者は法律の適用はどうなるのか。
事務局	国内で行われるイベントなどのチケットが対象となるので、海外の事業者が転売に関わっていた場合、対象になる可能性はある。
会長	消費者が海外の業者であるか見分けがつかない。
事務局	業者の HP 上の表示や日本語が不自然であることに気がつけば、不信感から購入することに自制が効くと思う。チケットがほしい、コンサートに行きたい、という思いが勝ると購入につながってしまう。
委員	相談を受けていると、LINEの電話機能を使用し勧誘するという手口が多い。相談者の話を聞くと、最初はSNSで知り合いLINEを交換したあと、LINEの電話機能を使用し勧誘を受けるというケースが多い。相手の業者の住所や連絡先を知らず、LINEのアカウントしか知らないと言う。そういった相手に代金を手渡したり、振込みで支払ってしまっているケースが多い。SNS等で繋がっていることだけで、相手を信用してしまう。そのことが被害を大きくしている一因である。消費者金融で借りるものの怖さを理解していない人もいる。金融教育が若者に足りないのではないか。
会長	事例2について、通常20代の若者が60万円の現金を用意することが必要となった場合、消費者金融で借りることができるという前提があるため用意することができてしまう。またSNSの過度な依存という問題もある。「注意しましょう」といった注意喚起だけでは被害を防げない。個人情報については消費生活問題と密接に関わっている。消費生活上知りえた個人情報が目的以外に利用され、犯罪行為につながってきているケースがある。消費生活上の問題として対応していく必要がある。
委員	若い世代はお金を使う実感がない。給与の振込みをはじめ、電車に乗車する際もICカードを使用する。実際に現金を使用する場面が少ないため、お金を使う実感がない。先ほどの事例の中で、60万円の契約という話があったが、目の前に現金がなくても書面だけで契約ができてしまう。

会長	現金を用意してからとなると契約自体が疑わしいと思い、契約をしない可能性がある。しかし電子契約は画面上に60万円と記載があるだけで、ボタンを押すと簡単に契約できてしまう。
委員	以前は、カード決済は現金をチャージしなければ使用できなかったが、今はチャージせずに使用できるためお金を使っているという感覚が麻痺している。
委員	最近、電子契約書が多い。特にスマホでの契約書は文字が小さく、契約書の記載内容を流し読みし、最後に署名して契約手続きを完了するというケースもある。
委員	消費生活係から教育委員会へ消費者被害の情報提供はしているのか。
事務局	情報提供はしていない。年度中に1回消費者教育ということで学校に伺い、直接生徒に向けて消費者被害の話をしている。
委員	特定の学校に伺うだけでなく、教育委員会と連携し保護者も含め広く周知してはいかがか。
課長	教育委員会と連携し、周知する機会があれば情報提供していきたい。学校にチラシを送付、ご案内するなどやり方は検討したい。
会長	学校に消費者被害の注意を呼びかけても必ずしも効果があるとは限らない。騙される疑似体験を生徒にさせてみることで、自分がどこで騙されたのか気づき、自分自身で注意を払うようになる。ネット社会の中で子どもたちが危険な取引に巻き込まれないよう事前に教育する必要がある。
委員	過去の審議会で、介護福祉関係者から審議会の委員になってもらえたら介護福祉関係と連携しやすいのでは、という話があった。現在介護福祉関係者は審議会のメンバーにはいないので、次回の選出の際には介護福祉関係者が委員となってもらえたらよい。
会長	各自治体に一人暮らしの高齢者に対する見守りネットワークの対応が求められている。小金井市の見守りネットワークの取り組みを知りたい。福祉関係部署や警察と連携しているのか、今後そういったところと連携していく予定はあるのか、次回話をさせていただきたい。 相談員体制は確保できているのか。
事務局	相談員は4名定員のところ、5月に2名、9月に1名新しい相談員が入り

	充足している。そのうち2名は民間で仕事をしていたので、経験を生かしながら相談を受けていただいている。
会長	法律に関係した相談も多いと思うが、弁護士との連携はあるのか。
事務局	東京経済大学の村先生にアドバイザーとして就いていただいている。相談の中で判断に困るときは村先生に相談できる体制をとっている。
委員	市の無料相談とは別にアドバイザー契約を結んでいるということか。
事務局	そのとおり。相談員が判断に迷う案件について、相談が可能である。相談者本人が直接弁護士に相談したいということであれば、弁護士相談に直接つなげることもできる。
会長	本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会とする。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階情報公開コーナー